

愛知学院大学「自動車・自動二輪車・自転車」 通学規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学の学生(別科生、科目等履修生、聴講生および交換留学生含む。以下「学生」という。)が、自動車、自動二輪車(「原付自転車」を含む。)で通学(以下「自動車等通学」という。)又は自転車で通学するに際し、大学周辺道路に使用車両を放置するなど、違法・迷惑駐車等を行った場合に、当該学生に適正な指導・処分を行うことにより本学近隣住民の安全な交通環境を確保するとともに、学生による各種法令違反行為および交通事故の防止を図ることを目的とする。

(禁止行為)

第2条 学生は、別に定められた手続きにより登録・許可を受けなければ、自動車等通学又は自転車通学をしてはならない。

2 自動車等通学又は自転車通学の登録を受けて通学する学生は、通学に使用する車両を、学内の学生駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車してはならない。

3 立地条件等から学生駐車場の確保できないキャンパスに、自動車等通学をしてはならない。

4 学生駐車場・駐輪場は、あらかじめ学長の許可を受けた場合の他は、通学以外の目的で利用してはならない。

5 自動車等通学・自転車通学に際しては、道路交通法の他、他人の管理地内無断駐車や無断通り抜け行為等、他人の管理権を侵害する行為や各種法令に違反する行為をしてはならない。

(損害発生に伴う賠償責任)

第3条 自動車等通学・自転車通学や学生駐車場・駐輪場の利用に伴う事故について大学は一切の賠償責任を負わない。

2 禁止行為に起因する損害が発生した事案について、大学は一切の賠償責任を負わない。

(厳重注意)

第4条 日進キャンパスにおいては学生部長、名城公園キャンパス・楠元キャンパスにおいては学生が所属する学部の長は、自動車等通学・自転車通学に際して禁止行為を行った学生に対し、別記様式により、愛知学院大学学生懲戒規程第5条の厳重注意を行うことができる。

2 当該学生が、文書の受け取りを拒否した場合であっても、厳重注意を行ったものとみなす。

3 当該学生が不明の場合は、禁止行為に使用された車両に文書を貼付することを持って厳重注意を行ったものとみなす。

(懲戒の種類)

第5条 前条の厳重注意を受けた学生が再び禁止行為を行ったときは、これを懲戒する。

2 懲戒の適用は、次のとおりとする。

(1) 当該学生が厳重注意を受けたにもかかわらず、再び禁止行為を行ったときは訓告とする。

(2) 訓告を受けた学生が大学の指導にも関わらず、繰り返し禁止行為を行ったときは、停学又は退学とすることができる。

(その他)

第6条 特に規程に定めのない場合は、愛知学院大学学生懲戒規程を準用する。

(事務)

第 7 条 この規程に関する事務は、学生部学生課が取り扱う。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、学生委員会の議を経て、代表教授会において決定する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。